

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 3 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例
題名を次のように改める。

上尾市立公園条例

第 1 条中「都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、」を削り、「都市公園の」を「市立公園の」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「市立公園」とは、都市公園（都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）及び都市公園以外の公園又は緑地（当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含む。）で、市が設置し、又は管理するものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市立公園の名称等）

第 1 条の 3 市立公園の名称及び所在地は、規則で定める。

2 市長は、市立公園を設置し、その区域を変更し、又は市立公園を廃止するときは、当該市立公園の名称、所在地、区域その他必要と認める事項を告示するものとする。

第 3 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第 1 号中「都市公園施設」を「公園施設」に改め、同条第 9 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 6 条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 9 条の見出しを「（市長以外の者の公園施設の設置管理等）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条第1項第1号ケ中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

市立公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けて市立公園を占用しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条第2項第1号カ中「都市公園」を「市立公園」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- ア 既に受けた許可年月日及び許可番号
- イ 変更事項及び理由
- ウ その他市長が指示する事項

第9条に次の4項を加える。

- 3 法第5条第2項、第3項及び第4項の規定は市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理する場合について、法第6条第4項及び第7条の規定は市立公園に占用物件を設けて市立公園を占用する場合について、それぞれ準用する。
- 4 市長は、第1項又は第2項の許可（次項及び第13条第3号において「設置許可等」という。）に市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 設置許可等を受けた者（次項において「設置許可者等」という。）は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市立公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市立公園の占用を廃止したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないときは、この限りでない。
- 6 市長は、設置許可者等に対して、前項の規定による原状の回復（以下この項及び第11条第1項において「原状回復」という。）又は原状回復をすることが適当でない場合の措置について必要な指示をすることができる。

第 10 条及び第 11 条中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 12 条中「法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、」を削り、「又は第 7 条第 2 項」を「、第 7 条第 2 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

第 13 条第 1 号中「第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項」を「第 9 条第 1 項又は第 2 項」に、「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第 2 号中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第 3 号中「法第 10 条第 1 項の規定により都市公園」を「設置許可等の期間が満了し、市立公園」に改め、同条第 5 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 14 条第 2 項中「法第 5 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「法第 6 条第 1 項又は第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

第 16 条の 2 第 1 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第 16 条の 3 を削る。

第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 6 第 1 号及び第 22 条第 3 号中「都市公園」を「市立公園」に改める。

別表第 1 中「（第 2 条の 4 関係）」を「（第 2 条の 5 関係）」に改める。

別表第 4 中「法第 5 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市立公園条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される公園施設の設置又は管理の許可について適用し、施行日前に申請された公園施設の設置又は管理の許可については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 9 条第 2 項の規定は、施行日以後に申請される占用許可について適用し、施行日前に申請された占用許可については、なお従前の例による。